

# 退職給付会計における年金資産の内訳開示について

年金数理人 かつしま はじめ 勝島 一

## 1. はじめに

企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」(以下、会計基準)では、退職給付債務や年金資産の増減の内訳等、国際的な会計基準で採用されているものを中心に開示項目が拡充されている。これは平成25年4月1日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用されるので、3月決算の企業は平成26年3月期末においてこの開示を初めて行うこととなる。

本稿では新たに採用された開示項目のうち、「年金資産の内訳」について取り上げる。なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることをお断りする。

## 2. 会計基準・適用指針の定め

会計基準第30項には「確定給付制度に係る次の事項について連結財務諸表及び個別財務諸表において注記する」とあり、「(9) 年金資産に関する事項(年金資産の主な内訳を含む。)」が項目として示されている。

企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(以下、適用指針)には以下の記載がある。

### 第59項

- 「年金資産に関する事項」(会計基準第30項(9))を注記するにあたっては、次の項目について記載する。
- (1) 年金資産の主な内訳として、株式、債券などの種類ごとの割合又は金額。なお、退職給付信託が設定された企業年金制度について、年金資産の合計額に対する退職給付信託の額の割合が重要である場合には、その割合又は金額を別に付記する。
  - (2) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載(年金資産の主要な種類との関連)

### 参考(開示例) 開示例1 2. 確定給付制度

#### (6) 年金資産の主な内訳(第59項(1)参照)

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりである。

債券	48%
株式	39%
現金及び預金	8%
その他	5%
合計	100%

年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託がXX%<sup>\*1</sup>含まれている。

\*1 本開示例上、具体的な数値は省略している。

#### (7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載(第59項(2)参照)

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮している。

なおこの開示例は、「本適用指針で示された内容について理解を深めるために参考として示されたものであり、記載内容は各企業の実情等に応じて異なる

ことに留意する必要がある」とされているので、特に年金資産の内訳の区分方法については、企業ごとに個別に検討することが必要だろう。

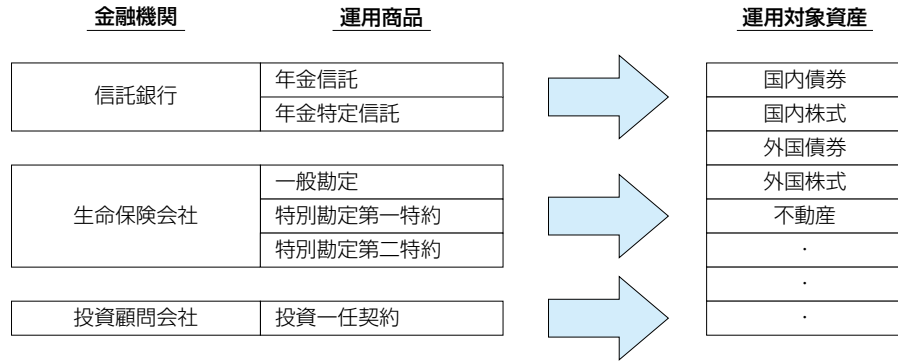
### 3. 企業年金の資産運用

#### (1) 運用方法の概要

企業年金（確定給付企業年金及び厚生年金基金）の資産運用に関し、金融機関が提供する運用商品には、信託銀行の年金信託、年金特定信託、生命保険

会社の一般勘定、特別勘定（第一特約、第二特約）、投資顧問会社の投資一任契約（年金資産の管理は年金特定信託契約を締結し信託銀行が行う）等がある。これらの運用商品はそれぞれ債券や株式等の運用対象資産に投資される。

図1（企業年金の資産運用のイメージ）



運用対象資産は国内債券、国内株式、外国債券、外国株式（いわゆる伝統的4資産）の他、オルタナティブ（代替）資産と呼ばれる不動産や未公開株、コモディティー等がある。なお、オルタナティブ投資と言った場合、オルタナティブ資産へ投資する他、従来の投資戦略とは異なる戦略を採用する投資手法（ヘッジファンド等）も含んでいる。

年金資産の運用収益は、運用対象資産の個別銘柄（〇〇株式会社の株式等）の運用収益の集積結果であるが、運用対象資産クラス（国内債券、国内株式、…等）の構成割合で運用収益の大半は決定されると言われているため資産構成割合の決定・変更には重点が置かれている。

#### (2) 運用の基本方針

運用の基本方針とは、企業年金の資産運用の全体的な枠組みに関する最も重要な方針であり、（小規模な制度を除き）これを定めることが義務付けられている。運用の基本方針で定めるべき事項は以下のとおり（確定給付企業年金の場合）。

- 一 積立金の運用の目標に関する事項
- 二 資産の構成に関する事項
- 三 運用受託機関の選任に関する事項
- 四 運用業務に関する報告の内容及び方法に関する事項
- 五 運用受託機関の評価に関する事項
- 六 運用業務に関した遵守すべき事項
- 七 その他運用業務に関し必要な事項

資産の構成に関する事項は、単にどのような資産クラスで運用を行うかというレベルにとどまらず、期待されるリターンを想定されるリスクの範囲内で実現するためにはどの資産クラスにどのような比率で配分しなければならないのか、といった具体的なレベルにまで踏み込むことが望ましいと考えられている。ここで設定された配分比率は、政策的資産構成割合（政策アセットミックス）と呼ばれている。

図2（政策的資産構成割合のイメージ）

資産分類	政策的資産構成割合
国内債券	××%
国内株式	××%
外国債券	××%
外国株式	××%
短期資産	××%
オルタナティブ	××%

なお、確定給付企業年金では、（年金制度における）毎事業年度終了後四月以内に事業報告書を厚生労働大臣に提出することになっており、この事業報告書において、政策的資産構成割合や資産別残高及び資産構成割合の記載が求められている（図3）。年金制度の決算月が3月の場合は提出期限が7月末となるため、企業の財務諸表作成時期とは必ずしも一致しない。

図3

事業報告書（抜粋）								
(1) 政策的資産構成割合							(単位：%)	
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	その他資産	合計	
構成割合							100.0	
期待収益率		リスク						
%		%						
(2) 資産別残高及び資産構成割合								
	国内債券	新株予約 権付社債	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	その他 資産	資産合計
時価総額								
構成割合								100.0
(備考) その他資産の内訳								
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	短期資産	合計			
時価総額								

#### 4. 年金資産の内訳の区分方法の検討

##### (1) 政策的資産構成割合

運用の基本方針に記載された「政策的資産構成割合」は、年金資産の内訳の区分方法の参考になると考えられる。監査・保証実務委員会研究報告第26号「年金資産に対する監査手続に関する研究報告」（平成25年3月29日 日本公認会計士協会、以下、研究報告）にも、年金資産の内訳開示に係る監査手続において年金資産の運用内容の理解に当たり、「年金資産の運用形態や運用商品に加え、年金資産の運用方針に配慮することも有用である」と記載されている。

##### (2) 国内と海外の区分

債券、株式については、国内と海外でそのリスクの内容が異なる（後者は価格変動リスクに加えて為替変動リスクもある）と考えられることから、通常、政策的資産構成割合において区分していることが多

い。このような場合は、内訳開示においても区分することが考えられる。

##### (3) 生命保険会社の商品

研究報告では、生命保険会社の商品について個別に言及されている。一般勘定については「生命保険会社が価格変動リスクを負っているため、独立した種類の区分とする場合も考えられる」とされている。第一特約における総合口については「株式、債券など様々な資産が運用されているが、年金基金等が個別に資産運用を指図するわけではなく、また総合口にユニット価格が付されることから、それ自体が独立した商品であるため、類似する他の商品（かっこ内省略）と合算して、『共同運用資産』その他の適当な名称を付して区分する場合も考えられる」とされている。

以上